

市役所本庁・各サービスセンターなどで実施 電話の受け付けを午後5時で終了

☎ 1041984 問 給与課 ☎ 6489 - 6181 FAX 6489 - 6185

1月から市役所本庁や各サービスセンターなどの窓口受け付けを午後5時までに変更したと同様に、4月1日から、電話の受け付けも午後5時で終了します。本市職員の標準的な勤務終了と同時刻であった電話受け

付け終了時刻を繰り上げ、時間外労働が前提の労働環境を改善することで生み出した時間を活用して、市民サービスの向上を推進します。ご理解とご協力をお願いします。



施策の具体化や実行に向けて 市の組織を改正

☎ 1042904 問 行政管理課 ☎ 6489 - 6196 FAX 6489 - 6170

目まぐるしく変化する社会経済情勢に迅速に対応し、尼崎の未来を見据えて各種施策を具体化・実行するため、市の組織を改正しました。主な変更点は次の通りです。

「デジタル×市役所」で市民の利便性を追求する組織体制の構築(デジタル戦略担当局)

デジタル戦略担当局を新設し、行政手続きのスマート化など、市民の皆さんが利便性を実感できる市役所に向けて取り組みます。

地域の豊かさを支える体制の強化など(地域協働局)

地域協働局を新設し、地域でのつながりをさらに強め、地域力で豊かさを感じられる尼崎に向けて取り組みます。また、市制110周年記念担当(課)を新設し、市民や事業者などの皆さんと一体となり同プロジェクトを推進します。**児童相談所開設を契機とした支援体制の充実(こども青少年局)**

一時保護機能も併せ持つ児童相談所を開設し、こどもファーストな視点に立った予防から自立までの一貫した支援を実現します。

ポイント還元キャンペーンなどを実施

あま咲きコインをお得に使おう! 貯めよう!

☎ 1024632 問 あま咲きコイン事務局 ☎ 0120 - 11 - 1164、商業観光課 FAX 6430 - 7655

現金でのチャージを再開

4月1日から、あま咲きコインのチャージを再開します。同コイン販売店とセブン銀行ATMでチャージできます。クレジットカードでのチャージはできません。

あま咲きコインプレミアムキャンペーン

◆利用額の3%分のポイントを還元 4月1日から、同コインの利用額の3%分のポイント(1人当たり最大1万2000ポイント)を還元します。すべての加盟店での利用が対象です。予算額に達し次第終了。

◆プレミアムチャージでポイントを付与 4月22日から、同コイン専用アプリでチャージすると、チャージ額の10%分(1人当たり最大8000ポイント。専用カードへのチャー

ジは5%分・最大4000ポイント)のポイントを付与します。プレミアムチャージ額の上限は1人当たり8万円(ただし、5月31日までは上限4万円)。予算額に達し次第終了。

あま咲きコインアプリダウンロードキャンペーン

4月7日~10日・12日(日)・14日(火)・16日~18日・24日(金)・28日~5月1日午前10時~午後6時、あまがさきキューズモール3階レンガのひろばで、同アプリのダウンロードをサポートし、同コイン200ポイントを付与します。☑同コインを初めて利用する人や専用カードで利用している人☒不要。なお、携帯電話会社と協力して実施するため、同アプリのダウンロード後、同社のサービスを案内しますのでご了承ください。

ドイツ・アウクスブルク市を訪問

尼崎市青年使節団員を募集

☎ 1036522 問 ダイバーシティ推進第2担当 ☎ 660 - 8501【住所不要】☎ 6489 - 6456 FAX 6489 - 6661

8月30日~9月6日に姉妹都市のドイツ・アウクスブルク市を訪問し、ホームステイや調査研究などを通して交流を深める青年使節団員8人を募集します。☑市内在住で令和8(2026)年4月1日時点で18歳~29歳の人。ほかに要件あり☒40万円程度の見込み(うち10万円を上

限に市が補助。要件あり)☑4月1日~17日(必着)に所定の用紙を郵送か直接市役所中館7階ダイバーシティ推進第2担当。試験(面接)は4月25日(土)。選考後、派遣までの間に研修(主に平日の夜間週1回で10回程度)を受講する必要があります。

尼崎市の18校目の中学校

尼崎琴葉中学校を開校

☎ 1038841 問 こども教育支援課 ☎ 6409 - 4995 FAX 6409 - 4299

4月1日(水)、尼崎琴葉中学校(南城内10-2)を開校します。

同校は学びの多様化学校として、不登校の生徒に配慮したカリキュラムを実施する学校です。独立した一つの学校として設置する形態の学びの多様化学校は、県内の公立学校では初めてです。同校の開校により、グラデーションの

ある多様な学びの場のさらなる充実を図ります。

なお、同校の校名は、市民の皆さんから頂いたアイデアを基に決定したものです。

琴浦城と呼ばれていた尼崎城や近隣の学校の校名とのつながり

琴 葉

生徒がのびのびと成長し、個性を發揮するという願いの象徴

さらに寄り添った支援を

犯罪被害者などへの見舞金や助成金などの支援を拡充

☎ 1019612 問 生活安全・マナー向上推進課 ☎ 6489 - 6502 FAX 6489 - 6686

本市では、犯罪被害者などの被害からの早期回復や負担軽減に向けて、さまざまな支援を実施してきました。

さらに今年度から、当事者などの意見を反映し、性犯罪被害見舞金の新設や遺体搬送費用の助成など、支援内容を

拡充しました。いずれも4月1日以降の申請が対象です。被害が発生した日から1年以内(見舞金は2年以内)に申請してください。ほかにも要件あり。

	対象者や内容	金額など
見舞金	犯罪による被害に遭い、警察に被害届を提出し受理された人	【遺族見舞金】40万円 【重傷病見舞金】15万円 【性犯罪被害見舞金】15万円
	家事や育児が困難な場合に各種サービスを利用する費用	【家事代行サービスなど】上限5万円 【ベビーシッターなど】上限12万円
助成金※	現在の住居に住み続けることが困難になった場合の費用	【転居費用】上限18万円(1件当たり2回まで) 【転居後の家賃】家賃(月額)の2分の1(上限3万5000円、6カ月分)
	行政手続きなどを弁護士などに委任する費用	上限5万円
	亡くなった人の遺体を搬送する費用	上限5万円



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギョッとちゃん」

※いずれかの見舞金を受給した人が対象

地域での防犯活動にご利用を

防犯カメラの設置費用を補助

☎ 1004345 問 生活安全・マナー向上推進課 ☎ 6489 - 6502 FAX 6489 - 6686

▷道路など公共の空間に設置する防犯カメラの購入・工事費▷防犯カメラ設置補助事業の採択を受けて設置した防犯カメラの更新費——を補助します。今年度から上限額を引き上げ、補助団体数を増やしました。

上限額は各20万円。補助団体数は計40団体。☑地域団体☑4月13日~6月30日(必着)に所定の用紙を直接か郵送、Eメールで市役所中館8階生活安全・マナー向上推進課。審査あり。



市内すべての駅周辺で路上喫煙禁止に

阪神武庫川駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定

☎ 1014257 問 健康支援推進担当 ☎ 4950 - 5320 FAX 6435 - 8968

本市では尼崎市たばこ対策推進条例に基づき、路上喫煙禁止区域を指定しています。

新たに、阪神武庫川駅周辺を同区域に指定しました。同区域内では路上喫煙ができませんので、ご理解とご協力

をお願いします。

今回の指定により、市内のすべての駅周辺で、同区域を指定しました。また市内全域で、歩きたばこと吸い殻のポイ捨ては禁止です。



問 問い合わせ先 申 申し込み 対 対象者 費 費用 先 先着順で受け付ける定員 申 申し込み多数の場合は抽選する定員 休 休館・休園日 託 託児、手話通訳などあり。料金表示のないものは無料です（有料広告を除く）

令和8（2026）年度保険料から 子ども・子育て支援金制度が開始

ID ①1042432 ② 1004169
 国保年金課 ☎6489－6423 FAX 6489－4811 ②後期高齢者医療制度担当 ☎6489－6836 FAX 6481－1371

子ども・子育て支援金制度は、すべての世代や企業が出し合う支援金により子育て世帯への給付を拡充し、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。

今年度から、医療保険の保険料に上乗せして徴収されます。徴収開始時期は保険により異なりますので、加入している医療保険者へお問い合わせください。

上乗せされる支援額

支援額は所得により異なりますが、こども家庭庁が試

算した今年度の平均月額、国民健康保険は1世帯当たり約300円です（後期高齢者医療制度は下記参照）。詳細は①6月中旬に送付する国民健康保険料納入通知書②7月に送付する後期高齢者医療保険料額決定通知書——をご確認ください。

支援額は今年度～令和10（2028）年度に、1年ごとに見直されます。

令和8（2026）・9（2027）年度分 後期高齢者医療制度の保険料率などが決定

後期高齢者医療制度担当 ☎6489－6836 FAX 6481－1371

保険料率などが決定 ID 1004169

後期高齢者医療制度の保険料率は次の通り。

区分	均等割額（年額）	所得割率	保険料額（年額）
医療分（令和8・9年度）	5万8427円	10.77%	上限85万円
子ども・子育て支援金分（令和8年度）	1351円	0.24%	上限2万1000円

◆**保険料額の通知** 7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。6月以降に誕生日を迎えるなどして資格を得る人には、資格取得の2カ月後に通知書を送付します。また、4月から新たに特別徴収（保険料の年金からの天引き）が始まる人には、4月中旬に仮徴収額決定通知書を送付

ます。

保険料の軽減措置 ID 1004173

所得が低い場合に適用される軽減措置の割合と軽減後の均等割額は表の通り。前年の所得申告をしていない場合、軽減できません。なお、65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額などから年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

軽減後の均等割額（①医療分②子ども・子育て支援金分）

軽減割合	軽減後均等割額（年額）
7.2割（②は7割）	①1万6359円②405円
5割	①2万9213円②675円
2割	①4万6741円②1080円

65歳以上の皆さんへ 介護保険料のお知らせを対象者に順次送付

ID 1029037 介護保険事業担当 ☎6489－6376 FAX 6489－7505

保険料額は6月に通知

今年度の65歳以上の人の介護保険料は、4月1日時点の被保険者本人と、世帯員の課税状況などにより決定し、6月中旬に介護保険料納入通知書を送付します。

40～64歳の人介護保険料については、加入している医療保険者にお問い合わせください。

保険料の支払い方法

◆**特別徴収（年金からの天引き）で納めている人** ▷2月の納付額と同額の保険料を4月・6月▷残りの保険料を8月・10月・12月・来年2月——の年金から特別徴収。

◆**普通徴収（納付書や口座振替）で納めている人** 4月・5月は保険料の請求はありません。6月～来年3月の10回払いで納付。納付書で納める人には、同通知書とは別に1年分の納付書を一括で送付します。

新たに特別徴収が始まる人へ

4月・6月から新たに特別徴収が始まる人には、介護保険料特別徴収開始のお知らせを送付します。☎令和7（2025）年6月2日～12月1日に65歳になったか本市に転入した人で、年額18万円以上の特別徴収対象年金を受給見込みで、特別徴収ができると日本年金機構などから本市に通知があった人。

◆**令和7年6月2日～10月1日に対象となった人** 4月受給分の年金から特別徴収が始まるため、3月にお知らせを送付しました。

◆**令和7年10月2日～12月1日に対象となった人** 6月受給分の年金から特別徴収が始まるため、5月上旬にお知らせを送付します。

災害への備えや災害時の避難行動にご利用を 多言語版のハザードマップなどを作成

災害対策課 ☎6489－6165 FAX 6489－6166

本市では、お住まいの地域で洪水や津波などが起こった場合に、どの程度の被害が予測されるか、避難場所がどこにあるかなどを示したハザードマップ（ID 1002283）や、防災に役立つ情報などを発信しています。日ごろからの備えとして確認しておきましょう。

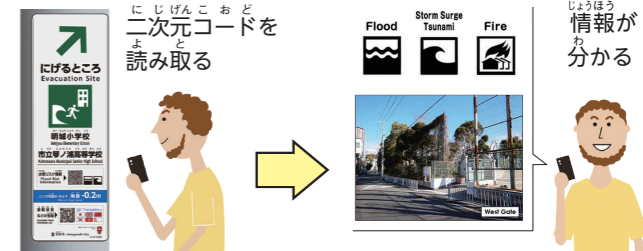
外国語のハザードマップや避難誘導板 ID 1042941

英語・中国語（簡体字）・韓国語・ベトナム語・ネパール語のハザードマップを作りました。市役所中館8階の災害対策課で渡します。ホームページでも見ることができます。また、尼崎の電柱にある避難誘導板の二次元コードを読み取ると、避



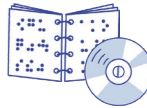
ホームページを
確認する

難する場所などの詳しい情報が日本語と外国語でわかります。



点字・音声版防災ガイド ID 1042951

目の不自由な人が確認できるよう、点字・音声版の防災ガイドを作成しました。希望者に市役所中館8階災害対策課でお渡ししていますので、ぜひご利用ください。



4月から 国民年金保険料の増額など

ID 1002824 尼崎年金事務所 ☎6482－4591 FAX 6482－1438

国民年金保険料を増額

国民年金保険料は4月支払い分から、令和7（2025）年度と比べ410円上がり月額1万7920円になります。納付書が口座振替で納めてください。

◆**納付書で納めている人** 4月上旬に日本年金機構から送付される各月分の納付書で支払ってください。なお、同封されている前納分の納付書で1年分を前もって納めると、

支払額から3820円割り引かれます（6カ月分を前納すると870円割り引き）。また、2年前納で納めたい人は、4月中であれば現金納付のみ可能です。支払額から1万6010円割り引かれます。

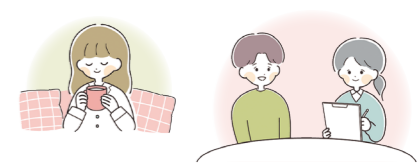
◆**口座振替で納めている人** 4月下旬以降に同機構から国民年金保険料口座振替額通知書が送付されます。

公益的な活動を支援 子ども・若者応援補助金

ID 1033508 こども青少年課 〒661－0974 若王寺2丁目18－5 ☎6423－9996 FAX 6409－4355

次代の社会を担う子ども（おおむね18歳以下の人）・若者（おおむね中学生～29歳の人）の公益的な活動やそれらを支援する団体の活動経費を補助します。補助金額などは表の通り。☎4月1日～5月8日（必着）に専用フォームか、所定の用紙などを直接か郵送、Eメールでユース交流センター（アマブラリ）こども青少年課。選考あり。

◆**過去の活動例** ▷若者の献血参加を促す啓発イベント▷居場所カフェ▷ひきこもりの子ども・若者支援▷若者の選挙参加啓発イベント▷若者の心や体の悩み相談場所。



区分	内容（活動例）	補助金額（年額）	対象など
ユース活動支援コース	若者主体で取り組む公益的な活動	上限10万円（一部20万円）	◆ 個人 市内在住か在勤、在学でおおむね中学生～29歳の人 ◆ グループ 市内に活動拠点があり、2人以上で構成され、おおむね8割以上が若者であるグループ。ほかにも要件あり
子ども・若者育成支援コース	子ども・若者の育成支援に取り組む活動	上限10万円	市内に活動拠点があり、3人以上で構成される団体 ※翌年度以降も継続して実施する事業が対象。同一事業への補助期間は原則として3年が限度
パイロット事業コース※	子ども・若者の課題に関して先駆的・試行的な取り組みを行う活動	上限50万円	

この記事に掲載しているIDで検索すると、詳細などが分かります。検索はこちらから



問 問い合わせ先
申 申し込み
対 対象者
※ 費用
先 先着順で受け付ける定員
抽 申し込み多数の場合は抽選する定員
休 休館・休園日
心 託児、手話通訳などあり。料金表示のないものは無料です（有料広告を除く）

配布・申込期間は4月2日～14日
市営住宅の入居者を募集

☎ 尼崎市営住宅南部管理センター ☎ 660-0052 七松町1丁目2-1-401-D ☎ 6411-1151 ☎ 6411-1152
☎ 尼崎市営住宅北部管理センター ☎ 4961-6300 ☎ 6421-2120

市営住宅の入居者を募集(定期募集) ☎ 1003562

募集するのは、一般向け住宅や車いす世帯向け特定目的住宅など43戸です。申し込み多数の場合は抽選。

なお、中学生以下の子どもがいる子育て世帯向けなど、抽選時の優先枠があります。入居申込案内書は4月2日～14日に配布します。☎ 4月2日～14日に同案内書に付いている所定の用紙を郵送で尼崎市営住宅南部管理センター。窓口では受け付けません。重複申し込みは無効。

◆ **配布場所** 尼崎市営住宅南部管理センター(フェスタ立花北館4階)・北部管理センター(塚口若松ビル2階)、市役所中館1階市民相談担当、各生涯学習プラザ・地域総合センター・サービスセンター、南部保健福祉センター、園田東会館。夜間・休日は市役所中館1階警備室(夜間受

付)で。

入居者を常時募集

◆ **中堅所得者向け住宅** ☎ ①1003566 ②1003567 ① 尼崎稲葉荘団地②時友長ノ手住宅2号棟——の入居者を常時募集しています。市内在住・在勤以外の人でも申し込み可能です。☎ ①同南部管理センター②同北部管理センター。

◆ **一部の市営住宅** ☎ 1034495 一部の市営住宅の入居者を常時募集しています。☎ 直接同南部管理センターか同北部管理センター。定期募集とは異なります。

いずれも同案内書の配布や郵送での受け付けは実施しませんので、ご注意ください。

子育て世帯や若年夫婦世帯の皆さんへ
安全で快適に暮らせる住まいを尼崎で実現しませんか

☎ 住宅政策課 ☎ 6489-6608 ☎ 6489-6597

子育て世帯や若年夫婦世帯が安全に暮らせるよう配慮された、一定の要件を満たす住宅の取得や住み替えに要する費用の一部を補助します。

戸建住宅取得補助 ☎ 1038361

① **新築戸建住宅取得補助** ▷子育て住宅促進区域内に立地する▷敷地・延べ面積がいずれも100㎡以上である▷2階建て以下である▷長期優良住宅である——などのすべての要件を満たす住宅が対象です。補助額は200万円。☎ 50世帯。

② **中古戸建住宅取得補助** ▷同区域内に立地する▷敷地・延べ面積がいずれも100㎡以上である▷一定の耐震基準を満たしている▷インスペクション(住宅診断)を実施した——などのすべての要件を満たす住宅が対象です。

補助額は60万円。☎ 20世帯。

いずれも☎▷中学生以下の子どもがいるか夫婦の合計年齢が79歳以下——などのすべての要件を満たす世帯☎ 12月28日(必着)までに所定の用紙などを郵送かEメール、直接市役所北館5階住宅政策課。①は工事前に手続きが必要です。

民間賃貸住宅住替え補助 ☎ 1037151

住戸専用面積が55㎡以上などのすべての要件を満たす市内の民間賃貸住宅が対象です。補助額は25万円。☎▷県外からの住み替え▷住み替えから1年以内▷中学生以下の子どもがいるか夫婦の合計年齢が69歳以下——などのすべての要件を満たす世帯☎ 240世帯☎ 12月28日までに直接同課。

飼い主の皆さんへ、4月～6月は狂犬病予防注射月間です
犬の登録・狂犬病の予防注射などをお忘れなく

☎ 1029071 ☎ 市動物愛護センター ☎ 6434-2233 ☎ 6434-2293

法律に基づき、生後91日以上の犬の飼い主には、犬の登録と年1回の狂犬病の予防注射や犬鑑札・注射済票の装着義務があります。

登録や予防注射はいずれも☎不要。

◆ **犬の登録** 市動物愛護センターで(予防注射も行う場合は市委託動物病院も可)。☎ 3000円。

◆ **狂犬病の予防注射** 動物病院で接種し、注射済票の交付を受けてください。市委託動物病院以外で接種した場合、必ず同センターで注射済票の交付手続きをしてください。☎ 注射済票交付手数料550円。

◆ **定期集合注射** 今年度から、来場者と犬の安全面・衛生面を考慮し、定期集合注射は実施しません。

耐震診断などの補助をご利用ください
住宅や建築物の耐震化などの対策を

☎ 建築指導課 ☎ 6489-6650 ☎ 6489-6597

簡易耐震診断推進事業 ☎ 1003585

耐震診断員を派遣して、建物の形や壁の配置、基礎の状況などの目視による簡易な現地調査を行い、耐震性の評価などをまとめた報告書を住宅所有者にお渡しします。対象は、昭和56(1981)年5月31日以前に着工した戸建て・長屋・共同住宅(ツーバイフォー住宅など一部対象外あり)。☎ 住宅の種類や構造により異なります。木造戸建て住宅の場合は1棟3150円☎ 11月30日までに所定の用紙を直接市役所北館5階建築指導課。予算額に達し次第終了。

住宅耐震改修促進事業 ☎ 1002264

戸建て・長屋・共同住宅の耐震改修の計画作りと工事にかかる費用の一部を補助します。

◆ **住宅耐震改修計画策定費補助** 対象は耐震診断と耐震改修の計画作りにかかる費用(工事費見積もりを含む)。上限額は戸建て住宅の場合20万円。

◆ **住宅耐震改修工事費補助** 対象は耐震性向上のために

行う、基礎や柱の補強工事などにかかる費用。上限額は戸建て住宅の場合115万円。

◆ **簡易耐震改修工事費補助** 対象は耐震診断や耐震改修の計画作り、上部構造への部分的な補強工事にかかる費用。上限額は戸建て住宅の場合60万円。

◆ **屋根軽量化工事費補助** 対象は耐震性向上のために行う、屋根を軽量化する工事にかかる費用。上限額は戸建て住宅の場合60万円。

◆ **戸建て住宅への補助** 地震に備えるため、シェルター型工事費補助、防災ベッド等設置費補助があります。

いずれも▷昭和56年5月31日以前に着工した▷耐震性がない——などの要件があります。長屋・共同住宅の上限額は、戸数や面積により異なります。契約前に申請が必要です。☎ 9月30日までに所定の用紙を直接同課。長屋・共同住宅の場合は事前協議が必要です。予算額に達し次第終了。所得制限あり。

分譲マンション管理組合の皆さんへ
誰もが住みやすい分譲マンションに

☎ 住宅政策課 ☎ 6489-6608 ☎ 6489-6597

分譲マンション共用部分のバリアフリー化助成事業

☎ 1003577

分譲マンションの共用部分のバリアフリー化工事にかかる経費の一部を補助します。

◆ **助成対象工事** ▷外部との出入り口の開口幅を確保する工事▷敷地内の通路や廊下などへのスロープ設置・ノンスリップ化▷階段の手すりの取り付け——など。いずれも県の福祉のまちづくり条例の整備基準に適合していること。

◆ **助成額** 助成対象工事費により異なります(上限30万円)。☎ 21戸以上ある市内の分譲マンションの管理組合。ただし、平成5(1993)年10月1日以降に建築された51戸以上のマンションや、平成14(2002)年10月1日以降に建築されたマンションは対象外。ほかにも要件あり☎ 4月6日～12月11日に所定の用紙などを直接市役所北館5階住宅政策課。工事契約前に申請が必要です。予算額に達し次第終了。

分譲マンションアドバイザー派遣事業 ☎ 1003575

分譲マンションの管理組合の勉強会などに、マンション管理士や一級建築士、技術士(建設部門)、弁護士、司法書士のいずれかの専門資格者を派遣します。1回当たり1人(内容によっては2人)の派遣で、2時間以内、年度内

5回までです。相談できる内容は、▷管理組合の設立・運営・管理規約▷管理費や修繕積立金などの財務▷大規模修繕工事計画の作成・見直し——などです。☎ 市内の分譲マンションの管理組合など☎ 4月6日～来年2月26日に所定の用紙をEメールか直接同課。派遣希望日の1カ月前までに申請が必要です。会場は申請者が準備してください。予算額に達し次第終了。

マンションの管理計画認定制度 ☎ 1029047

分譲マンションの管理の適正化に向けた自主的な取り組みを推進するため、管理組合の管理計画を認定する制度を実施しています。

◆ **認定基準** ▷集会(総会)を1年に1回以上定期的に開催している▷長期修繕計画の計画期間が30年以上で残りの期間内に大規模修繕工事を2回以上計画している▷同計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された同積立金の平均額が著しく低額ではない——など。

◆ **認定を受けるメリット** ▷住宅金融支援機構のフラット35とマンション共用部分リフォーム融資の金利引き下げの対象になる▷長寿命化工事が完了した翌年度分の建物にかかる固定資産税額が3分の1減税される(要件あり)——など。

この記事に掲載しているQRコードで検索すると、詳細などが分かります。検索はこちらから

